

I 年金

1 扶養されていた妻が離婚後に加入する年金制度

Q

来月、離婚をする予定です。現在は厚生年金に加入する会社員の夫の扶養になっています。今後、就職して自活したいと考えているもののまだ勤務先が決まらず、離婚してもしばらくは無職の状態が続く見込みです。離婚後の年金制度への加入はどのようになるのでしょうか。

A

我が国では、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の者は何らかの公的年金に加入しなければなりません。現在は会社員の夫の扶養ということで国民年金の第3号被保険者ですが、離婚し、なおかつ就職しないのであれば、国民年金の第1号被保険者に該当しますので、国民年金の種別変更手続きをしなければなりません。

まず離婚後に住所地の市区町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者への国民年金の種別変更手続きをする必要があります。

なお、第3号被保険者は個人で年金保険料を負担する必要はありませんが、第1号被保険者になった月からは、国民年金保険料を個人で納付しなければなりません。

解 説

1 第3号被保険者の離婚

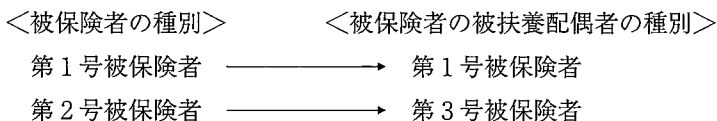
(1) 第3号被保険者

第3号被保険者とは、被用者年金（厚生年金・共済年金）の被保険

者（第2号被保険者）の被扶養配偶者をいいます。法文上は「第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者のうち20歳以上60歳未満の者」と定義されており（国年7①三）、年間収入が130万円未満で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であれば、原則として被扶養配偶者として認定されます（昭52・4・6保発9・庁保発9）。

また、婚姻の届出をしていなくても事実上婚姻関係と同様の事情にあれば、事実婚関係の認定が行われ、被扶養配偶者として認定されることがあります。

第1号被保険者の被扶養配偶者は、そもそも第1号被保険者ですから、離婚した場合であっても種別変更の届出は必要ありませんが、第2号被保険者の被扶養配偶者であった者が離婚した場合や、第2号被保険者が退職した場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となるため、第1号被保険者への種別変更の届出が必要となります（国年12⑤）。



(2) 第3号被保険者の届出

第3号被保険者の届出については、原則として第2号被保険者が所属する会社などを経由し、健康保険の扶養異動届と一緒に行います（国年12⑥⑦）。

2 第1号被保険者への種別変更手続

(1) 第1号被保険者への種別変更手続

第3号被保険者の届出が配偶者の会社などを経由するのに対して、第1号被保険者の届出は市町村が窓口であるため、本人が行います。

(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、収入にかかわらず一定額を、原則として毎月翌月末日までに納付します（平成22年度は1万5,100円）（国年87③）。保険料の額と納期限については、毎年度、厚生労働大臣から被保険者に対して通知されます（国年91・92）。

(3) 第1号被保険者の被保険者期間

第1号被保険者は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の間、被保険者となります（国年7①一）。

なお、年金の受給要件である25年の加入期間を満たさない場合には、60歳となった者でもさらに被保険者期間を延長することができる任意加入の制度があります（国年附則5①・平6法95改正附則11①・平16法104改正附則23）。

メ 七

＜第3号被保険者の保険料負担＞

第3号被保険者は保険料の負担はありませんが、保険料の納付を要する第1号被保険者と同様の年金給付の権利が発生します。

第3号被保険者の資格を得るには届出が必要となります。この届出について以前は2年間の時効がありましたが、届出漏れが非常に多かったことから、昭和61年4月以降、平成17年4月1日前の期間については、特別な届出をすることにより第3号被保険者期間として算入されることになりました（国年平16法104改正附則21）。

＜第1号被保険者の保険料額＞

国民年金の保険料は、毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年度以降は1万6,900円で固定されます。

なお、保険料の金額は、国民年金法87条で定められた次の金額に、物価の変動等を反映させた保険料改定率を乗じて算出することとされています（国年87③）。

平成21年度	14,660円
平成22年度	15,100円
平成23年度	15,260円
平成24年度	15,540円
平成25年度	15,820円
平成26年度	16,100円
平成27年度	16,380円
平成28年度	16,660円
平成29年度以降	16,900円

なお、平成23年度以降の金額については見込額であり、賃金や物価の伸び率を基準として毎年改定されます。

第1号被保険者は6か月又は1年を単位として、保険料を前納することができます。この場合の保険料は、前納に係る期間の各月の保険料の額を年4分の利率により複利現価法によって計算した額を控除した額となります（国年93①②、国年令8）。

2 離婚時の年金分割

Q

離婚による年金の分割には、どのような種類があるのでしょうか。

A

離婚による年金の分割とは、厚生年金の加入記録（標準報酬月額と標準賞与額）を夫婦間で分割し、将来の年金給付に反映させる制度です。年金分割には、当事者間の合意又は裁判手続等により分割を認める「合意分割」と、婚姻期間中の被扶養配偶者（第3号被保険者）である期間について厚生年金の被保険者の標準報酬の記録を被扶養配偶者に分割する「3号分割」の二つの制度があります。

解 説

1 合意分割

(1) 合意分割

合意分割とは、平成19年4月以降の離婚等が対象となり、離婚の当事者間の婚姻期間中における厚生年金の標準報酬の記録について、当事者間の合意又は裁判の決定により分割を認める制度です。分割する割合を定めるに当たって、離婚等をした当事者間の合意が必要となるため「合意分割」といわれています。

分割を行う者（被保険者又は被保険者であった者で標準報酬が改定される者をいい、以下「第1号改定者」といいます。）又は分割を受ける者（第1号改定者の配偶者であった者で標準報酬が改定され又は決定される者をいい、以下「第2号改定者」といいます。）が、離婚等（離婚、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいいます。）をした場合に次のいずれかに該当するときは、離婚等について合意分割の

対象となる期間の被保険者期間の標準報酬（第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬をいいます。）を2分の1以下の範囲内で改定又は決定を請求することができます（厚年78の2①・78の3①）。

① 第1号改定者及び第2号改定者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合（改定又は決定後の当事者の対象期間標準報酬総額の合計額に対する第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいいます。）について合意しているとき

② 家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき

なお、離婚又は婚姻の取消しに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときとは、次の場合をいいます（厚年則78の14）。

① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった特定被保険者及び被扶養配偶者について、被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者の資格を喪失し、事情が解消したと認められる場合（特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより事情が解消した場合を除きます。）

② 3号分割の標準報酬の改定及び決定の請求のあった日に、次のいずれかに該当し、かつ特定被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者の資格を喪失している場合

a 特定被保険者が行方不明となって3年が経過していると認められる場合（離婚の届出をしていない場合に限ります。）

b 離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合であって、かつ特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めている場合

(2) 合意分割の対象期間

合意分割の対象期間は次の通りです（厚年則78の2）。

① 離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を除きます。）をした場

合、婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間

- ② 婚姻の取消しをした場合、婚姻が成立した日から婚姻が取り消された日までの期間（民法732条違反の婚姻（重婚）である場合は除かれます。ただし重婚期間であっても、被扶養者として第3号被保険者と認定された期間は対象期間となります。）
- ③ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者の一方が、当事者の他方の被扶養配偶者で第3号被保険者であった期間

(3) 合意分割の請求

第1号改定者又は第2号改定者は、厚生労働大臣に対し、合意分割の請求をすることができます（厚年78の2①）。ただし、離婚等をしたときから2年を経過したとき等（詳細については後掲Q3参照）は請求できません（厚年78の2①ただし書）。

2 3号分割

3号分割とは、平成20年4月以降の離婚等が対象となり、平成20年4月1日以降の婚姻期間中に被扶養配偶者（第3号被保険者）である期間について、厚生年金の被保険者の標準報酬の2分の1を被扶養配偶者に分割することができる制度です。分割について第3号被保険者期間のみが対象となるため「3号分割」と呼ばれ、分割に当たって当事者間の合意は必要なく、分割を受ける被扶養配偶者の請求のみで行うことができます。

厚生年金の被保険者又は被保険者であった者で、その者が被保険者であった期間中に被扶養配偶者（特定被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者に該当していた者）を有していた者を特定被保険者といいます。特定被保険者が、被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、特定被保険者の被扶養配偶者は、特定被

保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたとき等は、特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定を請求することができます（厚年78の14①、国年7①三）。この特定期間とは、特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつその被扶養配偶者が特定被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者であった期間をいいます（厚年78の14①）。なお、特定期間に係る被保険者期間については、被扶養配偶者の被保険者期間であったものとみなします（厚年78の14④）。

厚生労働大臣は、標準報酬の改定及び決定の請求があった場合には、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、決定することができます（厚年78の14②）。特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間についても、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を特定被保険者の標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、決定することができます（厚年78の14③）。

3 合意分割と3号分割の相違点

	合意分割	3号分割
制度施行日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号改定者（被保険者又は被保険者であった者で分割を行う者） ・第2号改定者（第1号改定者の配偶者であって分割を受ける者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定被保険者（被保険者又は被保険者であった者で分割される者） ・被扶養配偶者（特定被保険者の配偶者であって分割を受ける者）
分割請求者	当事者	被扶養配偶者（第3号被保

		険者であった者)
分割対象期間	対象期間（平成19年4月1日以前の期間も含む婚姻期間）	特定期間（平成20年4月1日以後の婚姻期間のうち配偶者が第3号被保険者であった期間）
分割手続	当事者の合意又は家庭裁判所の決定	被扶養配偶者の請求
分割割合	対象期間の第1号改定者及び第2号改定者の厚生年金の標準報酬総額の2分の1を上限に当事者の合意等により決定した割合	特定被保険者の厚生年金の標準報酬の2分の1（固定）
請求期限	離婚後2年以内	離婚後2年以内

Ⅲ 労災保険

24 業務災害及び通勤災害の認定基準

Q

会社からの帰宅途中に交通事故に遭いましたが、労災の保険給付が認められない場合もあると聞きました。どのようなときに業務災害や通勤災害として労災の保険給付が認められるのでしょうか。

A

会社からの帰宅途中での交通事故の場合でも、①業務災害となる場合、②通勤災害となる場合、③労災保険給付の対象とならない場合があります。

業務災害とは、業務上の災害をいい、災害が業務に起因して発生したこと（業務起因性）が必要です。そして、業務起因性の認定に当たっては、まず業務遂行性を検討します。業務遂行性が認められれば、例外的な事情が無い限り業務起因性があると考えられるからです。業務の遂行性とは、災害の原因が「業務」であることをいい、一般的に「事業主の支配、管理下で起きた事故」か否かがポイントとなります。

業務災害にならない場合は、通勤災害に該当するかを検討します。通勤災害が認められるためには、通勤中の事故であったことが必要です。そして、保険給付の対象となる通勤とは、就業に関し、通常の合理的な通勤経路及び方法により往復することとされていますので、注意が必要です。

解 説

1 業務災害について（労災7①一）

(1) 業務遂行性とは

業務上の事故や疾病が業務災害と認められるためには、まず業務の遂行性があったかどうかが問われますが、一般的には次のような類型で判断されます。

① 業務遂行性が認められる基本類型（事業主の支配、管理下で業務に服していたと認められる場合）

通常の勤務時間内や時間外労働に従事している場合で、生理的に必要な最小限の行為である用便中や水を飲んでいたなどの場合も含まれるものと思われます（昭23・9・28基収2997、昭24・11・22基収3759、昭26・9・6基災収2455）。

② 事業主の支配、管理下であっても業務遂行性が認められない類型
休憩時間など業務とは直接関係なく休息を取っていた場合や、食事を取っていたなどの私的行為の最中の事故では業務遂行性は認められません。

③ 事業主の支配下であるが、管理下でない場合でも業務遂行性が認められる類型

出張などでの外出時は、一般的に住居を出発したところから目的地に到着するまでの間や、宿泊用のホテルの中などであっても、帰着するまでの全行程について業務遂行性が認められることがあります。

また、通勤途中の災害であっても、深夜の通勤で危険性が内在している場合や、休日に緊急の呼び出しを受けた場合には、事業主の支配下にあるといえ、使用者に責任を負担させるべきとの考慮から業務遂行性が認められるケースもあります。ただし、この場合であっても私用での寄り道があったり、飲酒などの行為があった場合に

は当然に認められません（昭24・1・19基収3375）。

(2) 業務起因性とは

事故や疾病が被災した労働者の業務としての行為や事業場の設備・施設の配置や管理状況が原因で発生するものが、業務災害として認められ、これを業務起因性といいます。業務遂行性が認められれば、原則として業務起因性が認められます。

① 業務遂行性が認められ、業務起因性が認められる類型

劣悪な環境下での業務を長期間実施したために起こる病気（アスベスト災害など）は、業務遂行性が認められれば、業務起因性があるとされます。

② 業務遂行性が認められても、業務起因性が認められない類型

被災者が故意に起こした事故や喧嘩などは、業務に起因性があるとはいえません。

また、被災の以前に持病などがあり、これが業務中に悪化したような場合には、業務起因性が認められないのが普通です。

③ 業務遂行性は認められないが、業務起因性が認められる類型

休憩時間中の私的行為の最中の事故であっても、事故の原因が事業場施設の欠陥等に起因する場合は、業務起因性が認められ業務上の災害と認められます（昭23・3・25基収1205、昭30・5・12基発298、昭33・2・22基収574）。

事業主が提供する通勤バスなどでの事故は、事業主の責任が明確であるところから、通勤災害ではなく、業務災害となります（昭25・5・9基収1867）。

2 通勤災害の場合（労災7①二②③）

通勤の場合には、事業主の支配・管理下にあるとはいえ、原則として業務災害とは認められませんが、通勤災害として保険給付の対象

となり得ます。

(1) 通勤災害と認められるケース（基本類型）

通勤とは、ほぼ連日にわたり住居と就業の場所とを往復する行為のことです。

このうち、労働者災害補償保険法は、保険給付がなされる通勤とは、原則として「労働者が」「就業に関し」「住居と就業の場所との間の往復」を「合理的な経路及び方法」により行うことをいうと規定しています（労災7②）。歩行中か乗り物に乗っている最中かは問われません。

なお、出勤前の家の中での被災は私傷病であり、事業場へ到着してからは業務災害の適用となり（労災7①一）、通勤災害ではありません。同様に、通勤経路での事故であっても、事業場との往復行為ではなく、得意先へ向かう途中の交通事故などは業務災害が適用されます（昭34・7・15基収2980）。

また、通勤途中の事故であっても、前述したように業務災害と認められる場合があります。この場合は、通勤災害とはなりません（労災7②）。

(2) 通勤災害と認められないケース

ア 逸脱

逸脱とは、通勤の途中で業務や通勤と関係のない目的で合理的な経路を離れることをいいます。通勤経路から離れ映画館へ向かうことなどが該当します。通常は、逸脱行為があった場合には、その後は通勤とは認められなくなります（労災7③、昭49・8・28基収2105の2、昭49・11・15基収1867の2）。

なお、通勤経路の近くにある公衆トイレを利用するなど労働者が通常通勤途中で行うささいな行為は逸脱とはなりません。

イ 中断

中断とは、通勤経路上において、通勤とは関係のない行為をする

ことをいいます。通勤経路上の駅構内の居酒屋で友人と飲酒をしたりする場合は該当します。この場合も、その後は通勤とは認められなくなります（労災7③）。

なお、逸脱の場合と同様、通勤経路上でジュースを飲むなど労働者が通常通勤途中で行うささいな行為は中断とはなりません。

(3) 逸脱や中断があっても通勤災害と認められるケース

労働者災害補償保険法は、通勤の実態を考慮して、逸脱や中断が日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定める行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、逸脱中や中断中は通勤とはなりません。通常の通勤に戻った時点から通勤が再開されたと認めています（労災7③、昭58・8・2基収420）。

そして、労働者災害補償保険法施行規則8条で次のような行為が規定されています。

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 病院や診療所において診療や治療を受けること

メ モ

業務災害については、昭和22年から労働者の保護を目的として施行されてきましたが、通勤災害の概要が整ったのは昭和48年のことです。業務災害は本来事業主が補償すべきものを補うのが趣旨ですが、通勤災害は事業主の責任とは別の観点で保険給付が実施されます。

通勤災害では、第三者の行為などによる事故の例も多く、相談を受けるに当たっては、正確な知識と速い判断が求められます。

25 交通事故によりケガをした際の労災保険の手続

Q 従業員が仕事中に交通事故でケガをし、会社を休み治療を受ける必要がある場合の労災保険の手続を教えてください。

A 労災保険による治療を受ける場合、労災保険の指定病院では、療養の給付たる療養の給付請求書を病院に提出することによって現物給付による療養を受けることができます。労災保険の指定病院以外の病院で治療を受ける場合は、自費で一旦支払い、療養の費用請求書を直接労働基準監督署長に提出することにより、その費用の支給を受けます。

また、療養のため労働することができず、賃金が支払われないときは、休業補償給付支給請求書を労働基準監督署長に提出することにより、休業補償給付が支給されます。その傷病が1年6か月を経過しても治っておらず、傷病等級に該当する場合は、休業補償給付に代えて傷病補償年金が支給されることとなります。傷病補償年金の支給の決定は労働基準監督署長が行うため、労働者が請求する必要はありません。

解 説

1 療養補償給付たる療養の給付の請求

療養の給付を受けようとする場合は、次の事項を記載した請求書を、療養の給付を受けようとする労災指定病院を經由して所轄労働基準監督署長に提出することになります（労災則12①）。

- ① 労働者の氏名、生年月日及び住所
- ② 事業の名称及び事業場の所在地
- ③ 負傷又は発病の年月日

- ④ 災害の原因及び発生状況
- ⑤ 療養の給付を受けようとする指定病院等の名称及び所在地

2 療養補償給付たる療養の費用の請求

労災指定病院以外の病院で治療を受け、その療養の費用の支給を受けようとする場合は、次の事項を記載した請求書を、直接所轄労働基準監督署長に提出します（労災則12の2④）。

- ① 労働者の氏名、生年月日及び住所
- ② 事業の名称及び事業場の所在地
- ③ 負傷又は発病の年月日
- ④ 災害の原因及び発生状況
- ⑤ 傷病名及び療養の内容
- ⑥ 療養に要した費用の額
- ⑦ 療養の給付を受けなかった理由

3 休業補償給付の請求

休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができずに賃金を受けない日の第4日目から、給付基礎日額の100分の60に相当する額が支給されます（労基76①、労災14①）。給付基礎日額は、労働基準法の平均賃金相当額となります（労災8①）。

休業補償給付の支給を受けようとする場合は、次の事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出します（労災則13①）。

- ① 労働者の氏名、生年月日及び住所
- ② 事業の名称及び事業場の所在地
- ③ 負傷又は発病の年月日
- ④ 災害の原因及びその発生状況
- ⑤ 平均賃金

- ⑥ 休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病の経過
- ⑦ 休業の期間中に業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日がある場合にあっては、その年月日及び当該労働に対して支払われる賃金の額
- ⑧ 負傷又は発病の日における船員保険、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の資格の有無
- ⑨ 同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金若しくは国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合にあっては、その年金の種類及び支給額並びにその年金が支給されることとなった年月日
- ⑩ その他、休業補償給付の額の算定の基礎となる事項

このうち、③から⑧まで及び⑩に掲げる事項については事業主の証明を、⑥に掲げる事項中療養の期間、傷病名及び傷病の経過については診療担当者の証明を受ける必要があります（労災則13②）。

また、⑨に該当するときは、障害厚生年金や障害基礎年金等の支給額を証明することができる書類を請求書に添える必要があります（労災則13③）。

4 傷病補償年金の支給の決定

業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において次のいずれにも該当するとき、又は同日後次のいずれにも該当することとなったときは、所轄労働基準監督署長は、その労働者について傷病補償年金の支給の決定を行います（労災則18の2①）。傷病補償年金は、傷病等級に応じた額が、その状態が継続している間、労働者に対して支給されます（労災12の8③・18①）。なお、傷病補償年金を受ける者には、休業補償給付は行われません（労災18②）。

- ① 当該負傷又は疾病が治っていないこと
- ② 当該負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級に該当すること

所轄労働基準監督署長は、業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかった労働者の当該負傷又は疾病が療養の開始後1年6か月を経過した日において治っていないときは、同日以後1か月以内に、当該労働者から次の事項を記載した届書を提出させます（労災則18の2②）。

- ① 労働者の氏名、生年月日及び住所
- ② 傷病の名称、部位及び状態
- ③ 負傷又は発病の日における厚生年金保険等の被保険者資格の有無
- ④ 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等が支給される場合にあつては、その年金の種類及び支給額並びにその年金が支給されることとなった年月日

- ⑤ 傷病補償年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む郵便局の名称

この届書には、届書を提出するときにおける傷病の状態の立証に必要な医師又は歯科医師の診断書その他の資料を添える必要があります（労災則18の2③）。また、④に該当するときは、障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えます（労災則18の2④）。

5 傷病補償年金の受給権者の療養補償給付の請求

療養補償給付たる療養の給付を受ける労働者が傷病補償年金を受けることとなった場合には、次の事項を記載した届書を、当該療養の給付を受ける指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長に提出します（労災則12の3①）。

- ① 年金証書の番号
- ② 労働者の氏名、生年月日及び住所

③ 療養の給付を受ける指定病院等の名称及び所在地

この届書を提出するときは、当該指定病院等に年金証書を提示することが必要となります（労災則12の3③）。

メモ

通勤災害についても同様の制度が設けられています。